

バイク・軽自動車などの廃車や名義変更は 3月末までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。すでに車両を持っていない場合、軽自動車税(種別割)は課税されたままとなります。3月は窓口が大変混雑しますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

なお、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度分の軽自動車税(種別割)は課税されます。軽自動車税(種別割)は月割課税制度ではないため、年度の途中で廃車手続きをしても、割り戻しはありません。

●届出先

車種	届出先
原動機付自転車(排気量125cc以下)	税務課 高田798 ☎32-1103
小型特殊自動車 (農耕作業用トラクター、フォークリフトなど)	
軽二輪 (排気量125ccを超え250cc以下のもの)	中部運輸局 岐阜陸運支局 岐阜市日置江2648-1 ☎058-279-3716
二輪小型自動車 (排気量が250ccを超えるもの)	
軽自動車 (排気量が50ccを超える三輪・四輪車)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田3-83 ☎050-3816-1775

●手続きが必要となる事例

- ①町外へ転出、または町内への転入
- ②車両を譲り受けた、または譲り渡した
- ③現在使用していないまま放置している
- ④盗難被害に遭った
- ⑤所有者が死亡した など

※届出に必要なものについては各届出先に問い合わせてください。

☎税務課 ☎32-1103

ジャンボタニシの被害防止には、冬期の耕うんが効果的です！

冬期のジャンボタニシは、水田の土中(5cm程度)に潜り、越冬するとされていることから、厳寒期に耕うんし、寒さにさらしたり、物理的に破砕することで被害の防止につながります。

また、耕うん時にはトラクターの走行速度を遅くし、回転数を早くしたりするなど、浅く細かく耕すことを数回行うことで効果が高まると言われています。

なお、耕うん後にはトラクターについた土や泥をきれいに落とし、他の水田などに被害が拡大しないように気をつけましょう。

☎農林振興課 ☎32-1107

家畜・家きんの飼育状況報告のお願い

法律により2月1日時点での家畜を飼育している状況(飼育者の氏名、住所、飼育場所、種類、頭羽数など)を県へ報告することが義務付けられています(ペットを含む)。報告様式や詳細につきましては県中央家畜保健衛生所ホームページに掲載しています。なお、ご不明な点がございましたら県中央家畜保健衛生所へお問い合わせください。

報告対象

- 家畜：牛、馬、羊、ヤギ、豚(ミニブタ)、イノシシ など
家きん：鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ホロホロ鳥、七面鳥、ダチョウ など

☎県中央家畜保健衛生所 ☎058-201-0530

おかしないえきいろ

笑顔があふれるケーキ屋さん

ケーキ 焼き菓子 シュークリーム

養老町鷺巣1589-4

(県道こどもの国前交差点そば)

Tel 0584-32-5262

↑ホームページはこちら



農機具買います！

売りたい農機具はありませんか？
高く買取致します。

お見積り、出張査定は無料です。(通話料も無料)
お気軽にご相談ください！ 9:00~17:30

☎0800-200-6901

Webでのお見積りは24時間365日受付中！

農機具 プレジャー 検索

古物商許可番号 岐阜県公安委員会許可 第531090002024号



中古農機具店 プレジャー
Pleasure

岐阜支店 岐阜県瑞穂市別府2099-1